

なぜ今、市町村合併？

～変化する社会情勢は待ってはくれません～

少子高齢化の進展 人口減少社会への対応

- 地域活力の低下
- 税収の減少
- 社会保障費等の増大

- ・多くの住民の薄く広い負担による体制づくり
- ・子育て支援、高齢者対策の充実

住民ニーズの広域化・高度化

- 日常生活圏の拡大
→ 一体化する4市町村の生活圏
- サービスの受益と住民負担が相違
- 価値観の多様化

- ・住民の生活スタイルに合った行政運営
- ・専門的で質の高い行政サービスを広域的に安定して提供できる体制づくり
- ・地域の新たな課題に的確に対応

市町村合併

- ・自己決定・自己責任の原則に基づく行政が展開できる体制づくり(行財政能力の向上)
- ・まちづくりの充実

- 国と県、市町村は対等に
- 住民とのパートナーシップで個性を活かす

地方分権の推進

- ・財政基盤の強化
- ・効率的な行政運営(10万人規模)
- ・4市町村の合併による財政削減効果
→ 年間19億円(一般財源ベース)

- 国・県・市町村の厳しい財政状況
- 景気低迷による歳入不足
- 少子高齢化対策、高度化・多様化する住民ニーズに対する歳出増加

厳しい財政状況

第9回協議会が平成15年5月30日に開催され、平成14年度任意合併協議会決算について承認を受けた後、前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの74項目」「協議会に報告し承認を受けるもの57項目」合計131項目が協議され、原案どおり承認されました。

これにより、協議会で承認された調整案は1,825項目となりました。

そして、次回協議会に向けて、「協議会で協議を行うもの10項目」「協議会に報告し承認を受けるもの1項目」合計11項目が提案されました。

第9回協議会が開催されました

皆さんに関係の深い74項目の調整案をお知らせします。

その6

総務関係

1	区長会	4市町村で組織と運営方法に違いがあります。合併後、理事制をとり運営します。 概要 年度始めに総会を開催、年3～4回の理事会により諸事項を審議決定する 区長200名(佐久市127名 臼田町44名 浅科村9名 御代田町20名)															
2	区長会理事会	佐久市が組織しています。 合併後、地区ごとに理事を選出し理事会を構成し、区長会の運営と連絡調整を行います。															
3	地区区長会	佐久市が組織しています。(3町村は町村一本の区長会組織) 合併後、旧町村ごとに地区区長会を組織します。 【地区区長会：7区】浅間地区・野沢地区・中込地区・東地区・臼田地区・浅科地区・御代田地区															
4	区長会理事会運営費補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 《補助金》県自治連合会負担金82,000円 理事1人あたり14,000円															
5	地区区長会運営費補助金	合併時、区長会運営費補助金、研修費補助金を一元化し、新たな算出根拠により実施します。 《補助金》均等割：1地区120,000円 世帯割：1世帯25円 区長人数割：1人4,000円															
6	区長会研修費補助金	臼田町が実施しています。地区区長会運営費補助金に一元化するため、合併時、廃止します。															
7	公共施設(公会場等)事業補助金	4市町村で補助率・補助限度額に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公会場本体の新築または公会場建物購入経費</td> <td>事業費の3分の1以内</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>公会場本体の増築改修に要する経費</td> <td>事業費の3分の1以内</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>公共的施設の設置及び改修に要する経費</td> <td>事業費の4分の1以内</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費</td> <td>事業費の5分の4以内</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	補助限度額	公会場本体の新築または公会場建物購入経費	事業費の3分の1以内	800万円	公会場本体の増築改修に要する経費	事業費の3分の1以内	350万円	公共的施設の設置及び改修に要する経費	事業費の4分の1以内	250万円	公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費	事業費の5分の4以内	1,000万円
補助対象経費	補助率	補助限度額															
公会場本体の新築または公会場建物購入経費	事業費の3分の1以内	800万円															
公会場本体の増築改修に要する経費	事業費の3分の1以内	350万円															
公共的施設の設置及び改修に要する経費	事業費の4分の1以内	250万円															
公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費	事業費の5分の4以内	1,000万円															

※事業費が8万円に満たない場合は非補助